

〈論 文〉

田村直臣の子どもの権利思想 ～その形成過程と子ども観を中心に～

Consideration of the Rights of Children

— Focusing on Naoomi Tamura's life and his views on the Rights of Children —

村田 幸代 (MURATA, Yukiyo)

Abstract

The movement of the rights of children started between the Meiji and Taisho periods. However, few studies have concentrated on this period when the movement started. Naoomi Tamura is one of the advocates of the rights of children. He published “Children's Rights” in Japan in 1911 before the Declaration of the Right's of the Child in Geneva (1924).

The purpose of this paper is to examine how Tamura's ideas on the rights of children were formed through his career as a clergyman and to introduce his views on children in his book “Children's Rights”.

はじめに

主体としての子どもが語られるようになったのは、ルソーによる「子どもの発見」など、18世紀に入ってからであると言われている。ルソーは、子どもは小さな大人ではなく、人には子どもの時代（子ども期）があり、固有の成長・発達を遂げることを述べている。その子ども特有の成長・発達に合わせ、成長や発達を促していくことが教育であるとした。ルソーの「子どもの発見」は、大人とは異なる存在の「子ども」という概念を確立し、「子ども」を中心に置いた考え方や見方を可能にしていっていった。しかしその後も、子どもは常にさまざまな社会制度のなかで見えにくい存在であり続けた。そのため、子どもたちの実態を把握するには子どもが置かれている社会的状況をみるという手法がとられてきている。

社会が産業社会へと移りだすなかで、子ども達の置かれる状況も変化していく。大人のできないような細かな作業や狭い坑道を行き来するための安価な労働力として働かされる子どもやスラムなどの劣悪な環境下で生まれ育つ子どもが現れだした。「子どもの権利」は、そうした状況のなかで労働者や女性の権利とともに叫ばれはじめた。はじめて子どもの権利が世に問われるようになったのは、トーマス・スペンスの『*The Rights of Infants*』（1796）であると言われている。スペンスは、工場などで働く女性労働者の労働条件の改善のために「乳幼児の権利」を主張したと見られる。

19世紀の子どもの権利思想には、大きく二つの流れがある。一つは、劣悪な環境下で生活する児童労働者や戦争で家や親を失った子どもの保護など福祉・保護の観点から語られるものである。そ

してもう一つは、科学の発達にともない「子ども」そのものに対しても科学的な目が向けられたことで、「子ども」としての存在、子どもの成長・発達の保障といった観点からも子どもの権利が語られるようになっていった。

日本においても、明治開国後の急速な近代化のなかで子どもたちの状況が大きく変化していく。近代化に伴う産業の発達は、これまでの住み慣れた土地を捨て、工場などで働く労働者を生み、東京や大阪、神戸などの都会にスラムを形成していった。スラムでの生活は大人、そして子どもにとっても劣悪なものであり、こうした工場労働者とその家族の生活改善や救済という動きのなかから、児童福祉、子どもの保護の観点から子どもの権利思想が広がっていった。また、当時日本においても教育学や児童心理学といった科学的な観点からの子ども研究が広がり、子どもの成長・発達の保障という立場からの子どもの権利思想も広がっていった。

日本における子どもの権利の思想は、明治・大正期にさまざまな人々が議論を起こし、社会的な活動として展開されていった。明治・大正期の子どもの権利思想は、スラムの子どもの生活環境の改善や女性の権利（婦権）と関連した子どもの育成条件の保障、そして教育現場での子どもの成長や発達の保障など多岐にわたって語られている。しかしながら、明治・大正期のこうした子どもの権利への意識や自覚、関心の高さに関しては、これまであまり注目されず、子どもの権利を語るときにはアリエスなどの中世・近代のヨーロッパの子ども観研究やコルチャックなど両大戦期における子ども救済活動など、欧米から論の根拠を借りてきた。

1989年の国連子どもの権利条約の成立や条約への批准とともに日本における子どもの権利への意識や関心は今日ますます高くなってきているが、一方で「わがまま助長」といった子どもの権利に対する抵抗や懷疑も根強くある。今日においても、このような子どもの権利に対する抵抗や懷疑があるなかで、明治・大正期の人々は子どもの権利をどのように受けとめていったのかを探ってみたいと思う。

1911年には田村直臣によって『子供の権利』と題する著書が出版されている。それは、国際的に子どもの権利を宣言した「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」（1924）より13年も以前のことであり、日本での子どもの権利への意識や関心は決して当時の西洋諸国の子どもの権利思想の展開から遅れをとるものではなかった。田村自身、著書の自序で「『子供の権利』と云う論文は此処彼処に見た事がありますが、一冊の書物となって、初めから終り迄『権利』を骨髓として書いた書物は、これが始めてと思います」（田村 1911 pp.1-2）と書いているように、当時の日本社会で徐々に子どもに対する考え方が「権利」という概念として表現されるようになっていったことが伺える。

本稿では、明治から大正にかけてさまざまな子どもの権利思想のなかでも、田村直臣を取り上げ、彼の子どもの権利思想の形成過程とその過程に見られる思想的特徴を明らかにする。まず、田村がどのような過程を通して、子どもの権利を主張するに至ったのかを関連する研究や田村の自伝でもある『信仰五十年史』を中心に彼の生涯からみていく。次に、田村の子どもの権利思想をまとめた『子供の権利』を通して田村の子ども観に焦点を置き、彼の子どもの権利がどのような子ども観をもとに主張されているのかを明らかにする。

1. 田村直臣の生い立ち

1) キリスト教との出会い

田村直臣は、1858年に大阪堂島の天満与力の浅羽藤二とたかの3男として生まれた。浅羽家は比較的裕福な家柄で、彼は11歳のときに四条家家臣の田村家に養子に入った。田村豊前守は幕末において主君である四条家に従い、七卿とともに大宰府落をした一人であり、田村が養子に入った時期は、丁度福岡から京都へ戻ってきたときであった。当時の田村については、加茂の川原のさらし首を家に持ち帰り、近所の遊び仲間得意になって見せびらかし、家の者から叱られたという豪快な性格を表わすエピソードが残っている。

その後、四条侯が陸軍少将として伏見の陣営に就き、田村は伏見の兵学校に入学するが1年ほどで辞め、福岡の亀井塾に入る。しかし、2年後には大阪に戻り、中の島の結城英語塾で一年間英語を学ぶが、英語塾の同窓が次々と上京していくなかで田村も東京への強い思いを抱き、養父にむりやりついて行き上京をはたす。東京では七卿落の一人である東久世通禧伯の築地邸の書生となり、子守などをしながら学校に通うことになる。

当時、築地には教会やキリスト教宣教師が開く学校・英語塾が多くあった。各国の宣教師たちは、開国以前から日本本土におけるキリスト教再布教を目指し沖縄に上陸していたため、開国以降は早い時期からキリスト教宣教師による日本での活動が始まった。アメリカ合衆国は熱心なキリスト者であるタウンゼント・ハリスを総領事として派遣するなど、欧米諸国においてキリスト教布教は大きな課題であった。条約の交渉においても、ハリスはアメリカ人のために信教の自由についての承認を求め、幕府がこれまで行っていた踏み絵の廃止を訴えた（五野井 1990 p.247）。そんななか、1858年に調印された条約により、外国人は信教の自由が保障され、宣教師は居留地のなかでの布教活動が許された。条約に基づき神奈川（横浜）・函館・長崎・兵庫（神戸）・新潟の五港が開港し、カトリックのみならずプロテスタントなど数多くのキリスト教宣教師が来日した。

1859年にはアメリカ監督教会（聖公会）宣教師J・リギンス、C・M・ウィリアムズが長崎に到着し、布教のかたわら、長崎奉行所のために英語や国際情勢などを教えた。同年にはアメリカ長老教会のC・ヘボンが神奈川に、アメリカ・オランダ改革派教会のG・F・フルベッキが長崎に、S・R・ブラウンとD・B・シモンズが神奈川に到着した。翌年にはアメリカ・バプテスト自由伝道協会のJ・ゴープルが横浜に到着した。開国初期のキリスト教布教の特徴は、様々な教派が日本での布教と教会建設を目指し、教派性を超えた協力体制を築いていったことである（五野井 1990 pp.250-251, p.268）。なかでも、横浜在住の外国人宣教師が1872年に最初のプロテスタント教会（日本基督公会）を横浜に設立した。主に改革派教会と長老派教会が合同したものがあるが、日本基督公会は無教派主義をとり、純粋な福音信仰に立ち、教会合同を理念とした。彼らは横浜バンドとも呼ばれた。日本基督公会の理念である教会合同は公会主義として理想化され、合同教会の日本基督教団へと受け継がれていくことになる。

開国当初から外国人宣教師は布教のための教育を特に重視し、男子のみならず女子に対する学校・

英語塾を設け、教育活動を行っていた。田村もまた、カロゾルスが1873年に開校した築地大学という英語学校に通い、英語を学ぶかたわら、キリスト教に触れていった。1874年10月18日に、田村はカロゾルスから洗礼を受けたが、彼は、のちに受洗した動機について「私が基督者になったのは、別に深い確信があった訳ではなく、どこまでも国家的で。(ママ) 霊的な基督教の味はまだ少しも味って居らなかった。単に基督教は、文明国の宗教である、依って神道や仏教やは駄目だ。基督教でなくては、欧米の如く文明になられないとか云う様な点にのみ心を執られて居った。」(田村 1924 p.24) と語っている。

つまり、田村が洗礼を受けたのは、キリスト教が文明国の宗教であり、日本を文明国とするためにはキリスト教を柱としなければならないとの考えがあったからである。さらに、「神と云う観念は多少あったが、基督とか、基督の救いとか云う霊的な問題は、私の心を少しも支配して居らなかった。当時私と共に基督者になった築地大学校バンドは、皆同タイプの信者であったと思う。」(田村 1924 p.24) とも述べており、このようなキリスト教に対する考え方は、田村だけのものではなく、「皆同タイプの信者」、つまり当時のキリスト教受容における傾向であったとも見ている。

この点に関しては、日本におけるキリスト教研究でも、明治のキリスト教布教初期にキリスト教が「文明の宗教」として理解され、受けとめられたことが、プロテスタント教会が士族層を中心とした知識階層にひろく支持を得た理由とされている。当時は、プロテスタントの宣教師だけでなく、お雇い外国人など政府に雇用され教鞭を執った者も「文明の宗教」としてキリスト教の精神を教えていった。札幌農学校の校長であったW・S・クラークは、学生に聖書を講じ、欧米の文化文明の背景にある精神的土壌を教え、深い感銘を与えたと言われている(五野井 1990 p.270)。このような「文明の宗教」としてキリスト教の布教を行ったのは主にプロテスタントであり、プロテスタント宣教師は日本人のキリスト教に対するこれまでの邪教観を払拭するために天主教(切支丹)と区別し、自らを耶穌教と称していた。

2) キリスト教における独立主義の確立

洗礼を受け基督者となった田村は、1874年にカロザルスや賛同者と共に第一長老教会を設立する。日本初のプロテスタント教会(日本基督公会)が無宗派主義を謳い設立されたが、その流れも1873年のキリスト教禁止の高札が撤廃されると後退していった。横浜では各宗派のキリスト教が教会を設立し、田村の師であるカロザルスも長老派主義を主張し、第一長老教会を設立した。しかしその後、カロザルスは他の宣教師との意見が一致せず、ミッション(伝道局)から退いたため、田村が教えを受けた築地大学校は創立から3年後の1876年春に廃校となった。これを機に田村達もミッションから離脱・分離し、新たに独立教会を創設した。田村達が独立教会創設を試みた背景には、「正義のため、ただ開国のためと思う一徹で、反ミッション説を主張した」(田村 1924 p.37) という思いがあった。当時、日本のキリスト教世界において欧米のミッションからの独立を主張する日本主義が起り、田村達もこれに共感・共鳴したのである。

「日本の基督教会は、初代より独立の精神に富んでいた。此れ実に日本の教会の誇りとする所では

ないか。(略)日本の教会は、日本人本位でなくてはならぬ。日本人自ら主権を握らなくてはならぬ。金力のある所に必ず権力存す。ミッションの配下にあつて、ミッションの麴麴を口にする者にして、独立を主張する権利なし、ミッションの助けを受けて、教会も建築し、牧師給もミッションの金で支えて貰っていたから、ミッションに権力のあつたのは、自然の理であつた。」(田村 1924 pp.38-39)と、田村達は教会建設や牧師の給料もミッションからの支援を受けることなく自分たちで教会運営を行っていた。田村のキリスト教における主義を確立したのはこのときであり、以後、彼はこの独立主義を生涯貫くことになる。

一方で、無宗派主義をとってきた日本基督公会の一派は長老教会の一派と合同し、日本一致教会を設立、同時に教職者養成のための一致神学校を東京築地に開校した。当時は、京都に同志社が設立されており、熊本でキリスト教に入信した、いわゆる熊本バンドが同志社に加わるなど東西におけるキリスト教神学校の設立がなされた。田村は、一致神学校に入学し、1879年には按手礼を受け、牧師となった。田村が設立した教会は、田村が一致神学校の生徒であつたことや同じ長老主義の教会であり、ミッションからの独立を主張しているという点以外は政治的にも信仰的にも一致教会と少しも異なるところはないため加入することとなった。

この時期は日本におけるキリスト教活動が更なる広がりを見せ、活動の中心が築地の外国人居留地から都内へと移っていった。銀座には初の基督教書店「十字屋」が店を構え、基督教に関する洋書以外にも和漢対訳新約全書や賛美歌などあらゆるキリスト教書籍が出版された。田村もまた、キリスト教布教のために路上説教やYMCAの前身となる日本基督教青年会を結成し、青年会事業の一つとして基督教雑誌『六合雑誌』を刊行するなど積極的に活動を行っていた。

また、田村はこの時期に『太鼓打ち』や『童蒙道迺栞』などの子どものための読み物を刊行している。なかでも『太鼓打ち』は日本の児童文学の先駆けとされている巖谷小波の『こがね丸』(1891)より12年早い1879年に書かれている。「私は生来子供が好きで、日曜学校を教えるは、ひとつの楽しみであつた。日本の教師中、私の如く、初めから、子供に熱心であつた者は、稀であつたろうと思う。私は日曜日に子供を教えるか、または子供に話をするかして、子供の顔を見ない日曜日は一日もなかった。」(田村 1924 p.93)と回想するなど、当時から子どもへの関心を高くもっていたことがわかる。1880年には、イギリスのロバート・レークスによる日曜学校開校100年を記念して、日曜学校創立百年祭の祝賀会が日本でも開かれ、田村はこの祝賀会で弁士の一人として選ばれている。

3) アメリカ留学

田村に転機が訪れるのは、1882年のフルベッキとの信州伝道から戻ってきたときである。田村の留守中に教会内で田村と教会信徒のある婦人との姦通が疑われるという事件が起きていた。結局のところ、婦人がうそであることを自白し、田村の無実が証明されるが、この事件をきっかけに田村は職を辞し、一致教会をも去ることになる。事件後すぐに田村はアメリカへの留学を決め、1882年8月から1886年までの4年間、アメリカに留学した。田村はまず、ニューヨーク州のオーバン神学

校に入学した。オーバン神学校は、日本のキリスト教伝道に深く関わったフルベッキ、そして田村のアメリカ留学の支援をしたツルー夫人の夫が卒業した大学である。田村は留学中に日本に関する講演を行うためアメリカ各地を回り、様々な人に出会い、さらに大学校の視察や教会を見てまわった。また、中流階級にホームステイするなど先進文明国の生活を体験していったのである。

オーバン神学校卒業後は、ニュージャージー州のプリンストン神学校に入学した。さらに、田村はプリンストン大学でも当時の大学総長であったジェームズ・マコッシュ博士から心理学を学んだ。ジェームズ・マコッシュは、当時、部分的ではあるが進化論を受け入れ、キリスト教信仰と調和させる学説を展開した数少ない人物である。また、アメリカ高等教育カリキュラム論争において選択科目導入を唱え、学生の選択の自由を与えた人物でもある。マコッシュは、学生の持っている固有の能力を引き出し、伸ばすことが「教育」であり、将来の人生に有用なものを「知識」と考えていた。そこで、これまでの科目必修制のカリキュラムではなく、必修科目を土台としながらも専門領域を選択科目制にするというカリキュラム編成を行った。マコッシュの考え方は、あくまでも必修科目を中心に専門領域における自由選択を行う、つまり、制限の範囲内での選択の自由を主張するものであった。その他にも、マコッシュは学生の寄宿舎の増設を行い、「希望者」には十分な寄宿スペースが与えられるようにした。当時のアメリカではカレッジの学生は寄宿舎に住み込むことが一般的であったが、マコッシュは、さまざまな拘束や制約があることを前提に寄宿舎で生活するかどうかの選択を学生に与えた（厳 2008 pp.61-69）。マコッシュのこの「自由」観は、田村の『子供の権利』においてもその一端を見ることができる。

田村はこの留学において、アメリカ社会の価値観、そして心理学や神学での新たな学問的視点を身につけていった。なかでも、アメリカでは裕福な家の学生でも休みの期間に働き、学費の足しにしていることなど、労働を尊ぶ気質や苦学生に対する社会の寛大さに、田村は大いに感銘を受けていた。こうした経験が帰国後、働きながら学問を学ぶ学生のための自営館事業へとつながっていくこととなる。さらに、田村は日本での今後の活動を支えてくれる多くのアメリカの友人を得え、事業の資金調達のため何度も渡米することになる（梅本 2010 p.45）。また、神学だけでなく心理学を学ぶことで、キリスト教に対する新たな考え方や価値観だけでなく、子ども理解のための基礎を得たといえる。留学を終えた田村は、講演活動で得た資金をもとにヨーロッパ経由で 1886 年 12 月に帰国した。

4) 不平等条約改正とキリスト教

田村が留学していた間日本のキリスト教界には大きな変化が訪れていた。キリスト教信者が 4367 名から 13000 名、教会数は 93 から 193 に激増したのである。このキリスト教信者及び教会の増加の背景には、不平等条約改正に向けた政治的意図が大きく関わっていた。開国以来、明治政府の重要課題は不平等条約改正であった。前にも述べたが、欧米列強にとってキリスト教布教は大きな課題であり、条約交渉においても信仰の自由の実現を要求し、さらにキリシタン禁止の高札撤廃は列強からの岩倉使節団に対する強い非難の結果によるものであった。当時の外交において諸外国からの

キリスト教布教及び信仰の自由の保障は強力な主張であり、日本の文明化を示す尺度とされていたともいえる。そのため、条約改正交渉をうまく進めていこうとする政治的な思惑が日本国内におけるキリスト教信者及び教会増加として表れたのである。

この時期のキリスト教界も当時の社会的な動きとともに、キリスト教関係者が一丸となって活動を展開していった。伝道だけでなく教育にも力を入れることで各地にキリスト教主義による幼稚園や女学校、大学校が設立されていった。さらに子どもや女性の福祉活動として岡山における孤児院や矢島楫子の矯風会などキリスト者による社会事業が起こったのもこの時期である。田村もまた、再び牧師の任に就き、教会を東京の数奇屋橋に移転・新築した。そして、教育や出版、伝道事業を積極的に展開した。田村はアメリカでの経験から、学生に職業を与え、共同生活のなかで学生への布教を行うことを目的とした自営館を設立した。また、出版事業では、聖書辞典や四福音書や創世記などの註解、キリスト教理解のための解説書を多く出版している。さらに、「童蒙道しるべ」「子供の頓智」などの子ども向け出版事業も行った。

当時の世論の流れも手伝ってキリスト教界は大いに繁栄し、田村もその恩恵を受けていたが、キリスト教に対する肯定的な世論は条約改正交渉に大きく左右され、長く続くものではなかった。1886年10月24日に起ったノルマントン号事件は、社会に大きな衝撃を与えた。ノルマントン号事件とは、イギリス船籍の貨物船ノルマントン号が和歌山県沖で座礁し、船員であるイギリス人やドイツ人らが全員生存したにもかかわらず、乗客である日本人25名全員が死亡するという事件である。日本は、治外法権によりこの事件での領事裁判権がなく、事件の真相が闇の中に葬られることになった。人びとの不平等条約や列強に対する不満は、これまでの欧米主義の傾向から一気に日本主義へと世論を変えていった。さらには、1890年には教育勅語が発布され、基督者である内村鑑三による不敬事件が起こり、これまでのキリスト教に対する肯定的な支持は息をひそめていった。

2. 子ども中心のキリスト教への目覚め

1) 『日本の花嫁』事件

キリスト教に対する社会的状況が変わろうとしているなか、田村の著書『日本の花嫁』が物議を醸すこととなる。『日本の花嫁』は『米国の婦人』に続き出版されたもので、以前から男女同権を主張していた田村が日本の家族制度について書いた英語の書物である。『日本の花嫁』(*The Japanese Bride*)はニューヨークのハーバー&ブラザーズ社より刊行され、日本語版も出版予定であった。しかし、当時の条約改正交渉の失敗やそれまでの極端な欧化主義への反動から日本の家族制度や女性蔑視を批判する田村の著書はさまざまな新聞に取り上げられ、「日本の内幕を、露骨に外国人の目前に暴露した」と非難され、ついには政府により発行禁止とされた。

『日本の花嫁』は日本のキリスト教界においても問題となり、田村は日本基督教会中会で裁判にかけられることとなった。田村は、中会において「日本人民ノ恥辱トナルベキ事ヲ記載シタリ、是則チ同胞ヲ譏誣シタルモノニシテ、日本基督教会教師ノ職ヲ汚シタルモノトス」(田村 1924 p.217)

と告訴された。田村は、この「同胞譏誣罪（ドウホウザンブザイ）」に対し、「基督教に反する日本の風俗習慣に関して、己れの意見を發表したからと云って、それが同胞譏誣罪とは、実に訳のわからぬことである。」（田村 1924 p.220）と反論し、日本基督教会大会へ上告した。第九回日本基督教会大会において前年度の中間会での田村の「同胞譏誣罪」に対する決議が行われ、大会は中間会での「同胞譏誣罪」を否決したが、「日本の花嫁」は国を売って、金を儲けるために書かれたものであるとして田村のキリスト教の教師としての資格を剥奪した。

この『日本の花嫁』事件に関しては、さまざまな研究がなされている。なかでも古屋氏は、「『日本の花嫁』事件で注目せねばならないのは、この小冊子をめぐる世間の騒ぎがおわったあと、キリスト教界でこの小冊子が問題となり、ついに教会裁判にまで発展する大事件になってしまった点である。」（古屋 1989 p.123）と述べている。古屋氏は、田村との個人的なあるいは教会内での政治的な対立、さらに田村の極めて強い個性や気質が問題の背景にあったとしながらも、教会の国粋主義に対する自己保存的な迎合態度が最大の原因ではないかとしている。当時の基督者が世間の風潮に神経過敏になり、『日本の花嫁』の著者である田村を攻撃し、葬り去ることで身の証しを立て自己弁護したのである（古屋 1989 p.126 武田 1967 pp.288-291）。また、梅本氏は田村の出版事業や自営館事業のための資金調達が、当時の日本の基督者の労働観や金銭に対する観念と相容れなかったことが執筆した本以上に批判の対象となったと述べている（梅本 2010 pp.45 - 46）。

判決に至った背景を、田村自身は自伝のなかで当時のキリスト教界における政治的な利害対立が大きく関わっていたことを挙げている。田村は日本基督教会においても反ミッション、つまり日本人本位の独立主義を掲げる少数派勢力であった。そのため、この反ミッションの動きに対して快く思わない人々からの圧力や、さらに、当時動きがあった一致教会と組合教会の合同に関する対立のなかで少しでも教会内で勢力維持・拡大を図ろうとする横浜バンドの思惑があったと田村は考えていた。「基督者社会においても、弱者は強者より壓迫を加えられ、見す見す死地に陥るを見て、異様な感に打たれた事があった。然るに、今私が其の境遇に遭遇し、強者の憎むべきを知った。」（田村 1924 p.214）と田村は当時をふりかえっている。この事件で田村は日本基督教会を去り、元の日本独立長老教会として数寄屋橋教会を巣鴨に移し、1901年の20世紀大挙伝道までキリスト教界の表に出てくることはなかった。

2) 20 世紀大挙伝道

田村が再びキリスト教界と関わりを持つのは、1901年の福音同盟会による20世紀初年の大挙伝道への参加からである。大挙伝道実行委員会は田村に運動組織の草案作成と部長職を依頼し、田村は草案作成を引き受け、副部長として任にあたった。草案では、京橋区内の教会から義勇兵を募り、連合祈祷会や説教会を開くことを提案した。さらに、義勇兵の仕事として広報や路上説教のほかに、子どもの集会を開くことを提案している。大挙伝道は、5月12日から6月30日までの間、52の教会が連合し、悔悛・求道者は5309名にのぼった。20世紀大挙伝道は東京だけでなく、関西や東北にも広がりを見せ、その結果、信徒が3万人増加し、各派に独立教会も増加していくなど成果をおさ

めた。このことから、1891 年以降の日本主義的傾向は落ち着いたといえる。

この大挙伝道に関して、田村は自伝のなかで「私の生涯に於いて、実に革命的一大変化が起こった」（田村 1924 p.280）と記している。田村は「其れは実に失敗の絵巻物であった」とこれまでの伝道活動をふりかえり、大挙伝道の成果、効果やこれまでのやり方への限界や疑問を抱き、「二十世紀大挙伝道の結果を見て、大人よりは児童の宗教教育が尚々大切な事を知り、残る生涯は、大人にあらずして、児童に捧げたのである」（田村 1924 p.282-283）。田村は、これまでのやり方では真に日本をキリスト教化することが難しいと悟り、大人ではなく、子どもに対する教育活動へと方向を転換したことを語っている。その理由として、『基督者は作るべきものにあらずして生長する者なり』、「新心理学書を手にして、潜在意識論を読み、幼児に宗教的教育を施すにあざれば、日本に於いて、健全なる基督者を得る道なきを理解した。又新教育学を読み、総ての教育が、大人本位を捨てて、児童本位に移った事を知った。」（田村 1924 p.281）と子どもへの宗教教育の重要性を心理学そして教育学から認識したことを挙げている。

田村の子ども本位への転換については、帆刈氏は、以前から田村が子ども向けの読物の出版や日曜学校活動を積極的に行うなど、以前から子どもに対する関心が高かったことや当時の欧米での教育学や心理学の発展により、田村自身のなかでの子どもの位置づけが徐々に高まってきたのではないかと指摘している。さらに、『日本の花嫁』事件以来対立していた横浜バンドの発行する『福音週報』が、20 世紀大挙伝道に対する成果を認めつつも、その問題点や欠点が指摘したことを大挙伝道から手を引く一因として挙げているが、大挙伝道と子ども本位への転換との直接的な関連性は余りみられないとしている（帆刈 2006 pp.34 - 37）。また、梅本氏は留学時に田村が宗教教育という新しい概念を習得したことで帰国後の事業を描いていたと述べている（梅本 2010 pp.55 - 56）。

確かに、梅本の指摘にあるように宗教教育という概念の修得が重要な鍵を握る。しかし、この概念を田村が知ったのはアメリカ留学時ではなく、『日本の花嫁』事件の後であると考えられる。それは、田村が行っていた子ども向け出版物の趣旨からも見ることができる。『日本の花嫁』事件の渦中に出版された「幼年道の栞」では、「幼年子女の此世を旅する時、真の道の栞とする一助」となるために刊行している。この時点では子どもに対して生き方のモデルを提示するといった意味での児童書出版であるが、大挙伝道が行われた 1901 年以降になると、田村の出版した児童書において徐々に子どもに対する「教育」という文字が表れはじめる。田村は 1901 年に『幼年教育』という冊子を週刊で発行している。1904 年には「子どもを教育する母親のため」に『母と子』を出版し、1907 年に出版した『廿世紀の日曜学校』では日曜学校は伝道ではなく教育を施す場所であり、教育学の原理に則って管理および教授がなされる必要があり、日曜学校と家庭が一緒になって子どもに宗教的教育を行わなければならないと述べている。

このように、田村の子どもへの関心は以前から高いが、事件以後数年間に及ぶ巣鴨での生活のなかで、心理学や教育学の学問分野における子どもを主体とする新たな展開を学び、さらに大挙伝道での成果や効果をふりかえることで、子どもに対する教育的アプローチをより鮮明にしていたのではないと思われる。

3) 日本日曜学校協会設立

子ども本位のキリスト教を実践していくために、田村は巣鴨の教会の設備を整え、改築するだけでなく、日曜学校の改善を行うなど、徹底的に教会の基礎を子どもに置くように変えていった。さらに、田村は『子供の権利』『子供の心理』『二十世紀の日曜学校』『宗教教育の原理及び実践』など、心理学的、教育学的視点による子どもに対する新たな宗教教育のあり方を提示していくことで子ども中心の姿勢を強化していった。1906年には鎌倉で行われた日曜学校夏期講習会において、日本日曜学校協会が組織された。田村も日本日曜学校協会会長として席を連ね、日本人による教会の設立・運営を主張した。第一回日曜学校大会では、田村が文学委員長に選出され、日曜学校教科書の編纂をまかされることとなった。田村は1913年まで教科書編纂事業に従事し、11ヵ年継続の日曜学校教科書を作りあげた。

しかしながら、教科書編纂事業が終わるやまたも、田村は日本日曜学校協会を勇退することとなる。その原因は、日本日曜学校協会設立に際し、田村が主張した日本人本位、日本人幹事による運営という理念にあった。田村は、日曜学校協会の運営において外国人幹事を置く必要性を問い、日本人幹事で運営・管理していくことが出来ると考えていた。しかし、田村の主張は、協会の理事会において通らず、外国人幹事を置くことが決まり、田村は協会を去ることとなる。田村は、生涯日本人による日本人のためのキリスト教会運営を主張し、自らも独立教会として独立独歩の精神で、教会運営にあたった。

日本日曜学校協会を退いた田村は、1919年に巣鴨の教会に大正幼稚園を創立した。田村が大正幼稚園を創立したのは、理想を実現させるためであり、その実践の場でもあった。「幼児に宗教的教育を施し、心理の発達に従い、歩一歩、その歩みを進め、児童より、青年に宗教教育を受け、その知識も信仰も生命も全く基督化させて教会員となすが、我が教会の理想にして、幼児が即ち我が教会の基礎である。」(田村 1924 p.325-326) 田村は巣鴨の地で自らの理想の幼稚園を作り、自らの子ども本位のキリスト教教育の実践を行った。

3. 田村直臣の『子供の権利』にみる子ども観

田村は1901年の二十世紀大挙伝道を機に子ども本位へと自らの考えや姿勢を改め、その後自らの教会だけでなく、キリスト教界においても子どもを中心とした在り方を模索し、子どもに関する書籍の執筆活動を進めていった。1911年には『子供の権利』と題する書物を刊行し、自らの子どもの権利思想をまとめた。この本は、刊行の半年後には再版が出され、関東大震災後の1926年には『児童の権利』という題で復刊している。『児童の権利』の序文の頭に「児童の権利という文字は大正の今日耳新しく、人の奇とする文字ではありません。」とあるように、当時の日本社会において「児童の権利」が周知されていたことが伺える。本章では、特に『子供の権利』をとりあげ、田村が『子供の権利』のなかでどのような子ども観のもと子どもの権利を主張しているのかを明らかにしていきたい。

1) 「神の子ども」にみる子ども観

田村は『子供の権利』のなかで子どもに対して「神の子ども」という表現を用いている箇所がいくつか存在する。まず、この「神の子ども」という表現に注目し、『子供の権利』において田村はどのようなときに子どもを「神の子ども」と表現しているかを見してみる。そこから田村の子ども観の一部を垣間見ることができる。

①人格ある個人としての子ども

まず、初めに「神の子ども」という表現が見られるのは以下の2箇所である。

「子供と云ふ者は所有品の如く親が自分の勝手気儘にしてもかまいませんか。親は子供に対して何うしてそんな権利を有して居るのですか。子供は親に対して『私は物品でもなく、又、獣でもなく、飽迄も人間の一部分なる子供であります。私は子供であるからには、親の所有品ではなく。(ママ) 神様のものであります。私には神様から与へられた子供としての権利があると、』云ふ事は出来ませんか。」(田村 1911 p.6 下線筆者)

「子供は親に神様から預けられた大切な宝であります。然し、金銀宝石の如き朽つる宝ではありません。神の形の印を持つて居る、生命ある、大未来を持つて居る、希望に満ちたる、神の子供であります。」(田村 1911 p.8 下線筆者)

上記の記述は、「子供の権利」という項目において子どもが権利を有する根拠として、特に親子関係において、あくまでも一人の人間であることを「神のもの / 子ども」という表現を用い、主張している。田村にとって子どもは親の所有物でなく、「神から授かった」あるいは「神から預けられた」存在であり、親はあくまでも神から授かった / 預けられた子どもの保護者なのである。つまり、子どもは親とは異なる独立した人格ある個人であり、神のもとでは等しい存在であることを示唆していると考えられる。

②人間としての尊厳と未来への可能性を秘めた子ども

次に見られる「神の子ども」の記述は以下である。

「子供は大未来を有して居る大抱負を持つて居る神の子供であります。大人と雖も子供の如くにならざれば神の王国に入る資格がないのであります。」(田村 1911 p.187 下線筆者)

この「神の子ども」という記述は、「子供に対する尊敬」という項目に見られる。冒頭に『小子の一人をも慎みて軽視する勿れ』とイエスの言葉をとりあげ、日常でよく見られる子どもに対する軽視を非難している。子どもは体の大きさや知識、経験の差から大人からの不当な扱いを受けることがよくあるが、子どもは子ども期にある人間であり、大人と同じように尊厳を持つ者であることを訴えている。さらに、田村は子どもが未来そして能力において大きな可能性を持っている存在であり、

その価値を「神の子ども」と表現し、強調しているのである。同じ「子供に対する尊敬」の項目においては、こうした可能性を秘めた子どもの存在を認めた人物がイエスであることも述べている。

③生まれながらに宗教的能力を持つ子ども

さらに、『子供の権利』には「子供は神の子供」という項目がある。そのなかで、田村がどのように子どもを「神の子ども」と表現しているかをみていく。

「子供は云ふ迄もなく獣の子供ではありません。又単に人間の子供でもありません。子供は即ち神の子供であります。子供は貴い神の子供である大いなる権利を有して居ります。」(田村 1911 pp.110-111 下線筆者)

「子供は飽迄も神の子供である権利を有して居る以上は、子供は宗教的に教育しなくてはならぬ」(田村 1911 p.118 下線筆者)

上記の文章で始まり、『天国に入るべき資格を有して居る者は子供である。』とイエスの言葉が続いている。ここで注目すべきは、これまでの「神の子ども」という表現だけでなく、「貴い神の子供である大いなる権利」とあることである。

田村は、「若し子供が生まれながらに宗教の本能性がないならば、如何に祈りをせようが、聖書を読んで聞かせ様が、又如何に説教をして聞かせ様が、決して宗教を信ずる事はないのである。人が宗教家であるのは子供から宗教性を持って居るからである」(田村 1911 p.112) という心理学者ジェームズの言葉を引用し、子供は生まれながらに宗教の本性を持っている存在であるとした。そして、「子供は飽迄も神の子供である権利を有して居る以上は、子供は宗教的に教育しなくてはならぬ」と述べているように、子どもが「神の子ども」であるための宗教的教育、つまり子どもの宗教心を養うことをしなければならず、この子ども自身が持つ宗教心を養うことを「神の子どもである権利」と位置づけているのである。すなわち、ここでの「神の子供」とは「生まれながらに宗教の本性を持っている子ども」のことを表わし、「神の子供である権利」とはその本能性を養われることを示している。

このように、田村は『子供の権利』において、子どもを①親とは異なる独立した人格であり、②大人と同じように人間としての尊厳を持ち、未来や能力において可能性を持つ個人として神の前では等しく権利を有する者であるとした。さらに、子どもは③生まれながらに宗教的本能を有しているからこそ、その宗教性を育てていくための宗教教育が必要であり、そうした宗教教育を受けることが子どもの持つ権利の一つなのであると主張している。田村は、子どもを「神の子ども」と表現することで、子どもの個人性や尊厳、可能性や宗教的本能を認め、それらを育ていける権利を有した主体として子どもを位置づけている。

2) 成長・発達の視点からみる子ども観

次に、田村の特徴として挙げられるのは、子どもの成長・発達を中心とした子ども観である。それは、『子供の権利』の項目設定にも表れている。『子供の権利』では、初めに20世紀の課題としての子ども問題や子どもの権利の必要性を述べ、次に子どもと大人の違いに言及しながら、子どもの活動、意志、虚言、喧嘩、習慣、真似、遊びなどの細かい項目に分けられている。権利を扱った書物において、このような子どもの行動や態度を項目するところにも田村の子どもの権利観の特徴が表れている。そして、それぞれの項目では成長・発達段階における子ども期の特徴、注意点が語られている。

まず「子供と大人の違ひ」では、子どもは成長・発達する者であり、その成長・発達そのものが子どもの権利であると捉えている。

「子供は大人とは身体に於いても又心に於いても全く違うのであります。子供と云う者は毎日々々成長して居るものであります。大人の様に成長の止まった者ではありません。大人を本位として子供を取扱ふのは大いなる間違ひであります。大人を取り扱ふ様に子供を取扱ふのは、子供が生まれながらに神様から与えられて来た権利を奪ってしまうのと同様であります。子供と云ふ者は親の暖かき保護の下にある者には違ひありません。又親がなくては子供は成長する事は出来ません。然し親には親の権利がある様に、子供も亦子供として取扱はるる権利を有して居るのであります。」(田村 1911 p.18-19)

田村は、以上のように成長・発達を前提とした子ども観を持っており、次の「子供の浴心」における彼の説明からも成長・発達を中心とした子ども観がより鮮明に見えてくる。

「子供が欲張りであると云ふ事は子供の性質であつて子供にして若し利己主義がなかったらなら、決して他を愛する主義に移る事は出来ません。世界に於いて子供でも国民でも初めから博愛主義を以て居るものではありません。初めは必ず利己主義であります。子供が貪欲であると云ふ事は健全な子供であると云ふ事を示すのであります。初めから子供の欲張らないのは病的であります。子供の慾心は他日他人を愛する元気を養って居るのであります。親達は子供が慾心であるのを見て自分の子供は何程欲張であるかと悲しむのは大きな間違ひであります。健全なる子供に欲張らない子供はありません。親達は自分の子供の欲張るのを見る時は子供が他日利己主義より他愛主義に移る元気を養って居るのである。」(田村 1911 pp.140 ~ 141)

田村は、上記のように子ども期に見られる子どもの性質や特徴を認めながら、それは次の成長のための萌芽、つまり子どもが成長や発達して行くなかでの次への原動力であると考えている。つまり、田村はこのような子どもの行動は発達のなかで必要な要素であると肯定しているのである。

しかし、こうした子どもの行動をただ野放しに認めたらいよいということではなく、田村は習慣づ

けや子どもに対する親の行動に関しても言及している。「社会改革と子供の権利」では、人びとの習慣には一定の法則があり、子どもの時から段々と良い習慣を身に付け、教育を受けていくことで社会自体が良くなっていくと述べている。また、「子どもの自由意志」では、無暗に親が子どもの意志を碎かずに、子どもの意思を尊重しながらも親の思いや責任を主張し、子ども自身の意思による選択というやり方を提案している。この「選択の自由」には、前述した留学時に学んだマコッシュの「自由」観の影響が垣間見られる。

このように、田村の特徴として成長・発達していく子どもという子ども観が挙げられる。そして、そこには当時欧米で研究が進められていた心理学や教育学といった学問が基盤となっている。成長・発達の主体としての子どもを位置づけることで、成長・発達そのものを尊重されるべき子どもの権利とみなしているのである。

おわりに

本稿では、田村の生涯と著書の一つである『子供の権利』を通して彼の子どもの権利思想形成過程とその特徴を明らかにしてきた。田村の自伝である『信仰五十年史』は、晩年に書かれたもので内容において時代が錯誤している点もあり、注意深く読む必要もある。しかし、田村の生涯を見ていくなかで一つの資料として併せてみてきた。

田村は、生涯を通して子どもに対する関心も高く、子ども向けの書籍を早くから出版するなどしていた。『日本の花嫁』事件以前の子ども向け書籍は「子どもにキリスト教の教え＝道を教えるための説話集」（勝尾 1988 p.19）であった。しかし、『日本の花嫁』事件後に表舞台から距離をおくことで、子どもを興味・関心の対象としてではなく、子どもを基督者として育つ主体者と考えるようになっていった。当時新たに子どもを中心に学問研究を展開していた心理学や教育学を学び、宗教教育という形で体系化していくなかで、田村の思考する子ども中心のキリスト教となっていくたのではないだろうか。さらに、1901年の20世紀大挙伝道は、日本社会の情勢に左右されやすい大人への伝道や集団的なリバイバルの効果に対する懐疑をより明確にし、田村の子ども中心のキリスト教への転換を促すことになったと思われる。

そして、田村の子ども中心のキリスト教思想を支えたのが田村の子どもの権利思想であった。独立した人格を持ち、生まれながらに無限の能力を秘めた子どもを描き出すことで、貴く、可能性に満ちた子ども観を展開し、さらに子どもそのものが持っている能力や本能、特に宗教的能力を育むこと自体を子どもの権利とすることで子どもへの宗教教育の必要性を説いたのである。田村の子どもの権利思想は、宗教教育のための思想ではあるが、同時に子ども期にある子どもの存在、人間の成長・発達そのものを尊び、肯定する側面を強く持った思想でもある。

<参考文献>

梅本順子 『闘う牧師 田村直臣の挑戦』2010 大空社

小見のぞみ「田村直臣の見た「子ども・キリスト教・教育」『日曜学校教案史に見る日曜学校教育』
2003 聖和大学キリスト教と教育研究所

勝尾金弥「小波に先行する〈童話〉の試み・田村直臣の「童蒙」訳業 - 」『児童教育学科論集』21
1988 愛知県立大学文学部児童教育学科

五野井隆史『日本キリスト教史』1990 吉川弘文館

武田清子『人間観の相克 - 近代日本の思想とキリスト教』1967 弘文堂

田中かおる「小見のぞみ著「田村直臣の見た『子ども・キリスト教・教育』についての一考察」『キ
リスト教と諸学 22』2006 聖和院大学宗教センター

田村直臣『信仰五十年史』1924 警醒社（鈴木範久監修『近代日本キリスト教名著選集 第Ⅲ期
キリスト教受容史篇 23』2003 日本図書センター 再録）

田村直臣『子供の権利』1911 警醒社（上笙一郎編『日本「子どもの権利」叢書 1』1995 久山社
再録）

田村直臣『児童の権利』1926 大正幼稚園出版部（児童問題史研究会監修『現代日本児童問題文献
選集 6』1986 日本図書センター 再録）

田村直臣『子供を基督に導くの秘訣 一名 子供の悔改』1896 基督教書類会社

藤澤全 梅本順子編『田村直臣 日本の花嫁 米国の婦人 資料集』2003 大空社

古屋安雄 大木英夫『日本の神学』1989 ヨルダン社

帆苅猛「田村直臣の「児童中心のキリスト教」」『基督教教学研究 第 24 号』2006 京都大学基督教
学会

巖平『三高の見果てぬ夢 - 中等・高等教育成立過程と折田彦市 - 』2008 思文閣出版